

別表1 助成対象経費

区分	取組	助成対象経費	助成対象外の例
区分1	①MICE 運営関係者（主催者・スタッフ等）を対象として、環境などサステナビリティに配慮する目的や意義等を定着させるために研修・セミナーを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 ・機材借料 ・講師謝金 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部セミナー等への参加費 ・講師謝金のうち一人あたり 20 万円を超える部分
	②マネジメントシステム第三者認証（ISO20121 等）取得	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得に係る審査登録料 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業務代行料、資料の翻訳料、コンサルタント業務料や、更新等に係る費用
	③エコマーク認定商品を利用したギブアウェイの制作	<ul style="list-style-type: none"> ・ギブアウェイ制作費 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者への配布物及び飲食に係る経費合計で 200 万円を超える部分
	④FSC®認証を取得した段ボール等の紙素材を利用した装飾・案内表示等の制作	<ul style="list-style-type: none"> ・FSC®認証を取得した紙素材調達費及び装飾・案内表示等の制作費（ただし、原則として当該 MICE における利用後、マテリアルリサイクル処理する計画があること。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分する場合
	⑤ケータリング等発注時における、使い捨てカトラリー等の使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化可能なカトラリー調達及び堆肥化費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分する場合
	⑥持続可能性に配慮したメニューの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプション等で提供される持続可能性に配慮したメニューの食費（MSC 認証、ASC 認証、JGAP、GSSI 等の認証を受けた食品を主としたメニューが対象。屋台による提供など、全体の料理費用と明らかに区別が可能な費用に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者への配布物及び飲食に係る経費合計で 200 万円を超える部分 ・他の料理と費用の区別ができない場合

区分	取組	助成対象経費	助成対象外 ^例 の例
区分 1	⑦再生可能エネルギーを利用したグリーン電力証書の利用	・グリーン電力証書購入費	・グリーン電力証書がない場合
	⑧CO ₂ 排出量予測ツールをより精緻なデータを用いて使用するためのエネルギーや水使用量、CO ₂ ・廃棄物量の計測	・計測データ等収集経費	・収集経費で100万円を超える部分 ・カーボンオフセット費用
	⑨ウォーターサーバーによる飲料水の提供	・ウォーターサーバーレンタル費等 (飲料水含む)	・配布型飲料水の購入費 (紙パック・アルミ缶飲料水を含む) ・ウォーターサーバーに設置する紙カップ購入費
	⑩分別ゴミ箱の設置および廃棄物処理	・廃棄物リサイクルを行うために設置する分別ゴミ箱のレンタル費等 ・廃棄物処理に係る経費のうちリサイクルに係る追加経費 (削減方針・計画が事前に作成されたものに限る)	・カーボンオフセット費用
	⑪利用者／参加者が理解可能な食事メニュー表示等の案内表示(当該MICEにおける公用語以外の多言語表示やピクトグラム(原則JIS規格)を活用した表示)	・当該MICEにおける公用語以外の言語への翻訳費等 ・表示制作費・レンタル費等	・ピクトグラムデザイン費 ・独自のピクトグラムデザインを使用した場合
	⑫地域住民等に向けたセミナー開催等	・会場借料 ・機材借料 ・講師謝金 等	・講師謝金のうち一人あたり20万円を超える部分

区分	取組	助成対象経費	助成対象外 ¹ の例
区分2	○新規提案による取組 MICE開催時の取組として新規性のある環境に配慮した取組	・機材借料 ・制作費 ・システム利用料（料金表のあるものに限る）等	・参加者への配布物及び飲食に係る経費合計で200万円を超える部分
その他必要な経費として理事長が認めるもの			

別表2 助成対象外経費

(1) 別表1のうち、助成対象外 ¹ の例に記載のある経費
(2) 間接経費 (助成金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、消費税その他の租税公課、通信費、交通費、家賃、水道光熱費、証書の発行手数料、振込手数料等)
(3) 転売・販売を目的として、リサイクルや廃棄物の処理を行うものの経費
(4) 人件費（搬出入に係る経費を含む）
(5) 見積書及び価格の妥当性を証明できる書類、領収書等の帳票類が不備の経費
(6) 申請書に記載されていない経費
(7) 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いが区分できない経費
(8) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
(9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
(10) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
(11) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
(12) 他の助成金制度の対象となった経費